教会形成の重要な文書です。教会の予算を検討する際に、ぜひ皆で熟読いたしましょう

2016年度第2回理事会承認

牧師給支援規程付表に関連して(2017年度)

・・・ 宣教部からのお願い ・・・・

この付表は連盟の支援を実施するために設けています。この表を各教会が牧師給の参考にされる場合は、次のことにご注意ください。

- ① この表は、各個教会の牧師の給与を一律に定めるものではありません。あくまで参考としてお使い下さい。
- ② この表は、牧師の給与についてのみ書かれています。牧師を招聘する場合、一般社会でもそうであるように、給与以外の福利厚生等々が当然考えられます。教会においてもこの点をご考慮願います。
- ③ 一方、教会に招聘され受諾して働きを与えられている牧師はじめ教役者は、教会員からの意見や、先輩や同 労者からの助言に誠実に耳を澄ませながら、常に主にあって謙虚に教会に仕えることを目指しましょう。

< 給与を大切に考える姿勢を! > *************

バプテスト教会では牧師は「身分」ではなく「職分」として理解しています。ですから、牧師には教会が 託する「職分」にふさわしい待遇</u>が考えられるべきでしょう。一般社会の基準からかけ離れて、著しく低い ものであってはなりません。また、福利厚生も含めて整備しましょう。牧師をどのように処遇するかは一般 社会から教会の信仰姿勢が問われることでもあります。み言葉を取次ぎ、信仰および教会生活の指導をする 人として大切に処遇することを心がけましょう。また、牧師の給与によっては、生活費等のために牧師が教 会以外の仕事で働く場合があるかもしれません。その場合も、牧師のプライバシーの部分を最大限大切にし ながら、教会と牧師が互いに理解し合っていくように努めましょう。そして、牧師を充分に処遇することが できる教会になっていけるよう皆で祈り、共に働きましょう。

第 55 回定期総会で、連盟の教役者退職年金制度は年金部分の見直しをし、すべての教会・伝道所が厚生年金制度に加入することになりました。引退後の牧師家族の生活のために、教会・伝道所はすべて厚生年金制度に加入しましょう。加入について分からないことは連盟総務部にお気軽にご連絡ください。また、厚生年金は事業所(教会)が拠出金の半額を負担する制度で、法人格を持っている教会は加入が法的に義務づけられています。なお、連盟の「教役者退職一時金」の制度は継続していますので、教会・伝道所の毎年度の拠出金の予算化および拠出も従来通り必ず行ってください。 (参照:連盟教役者退職金規程等)

< 転任・退職に伴う慰労金を準備しましょう! > *************

牧師が転任や退職をする場合、これまでの働きへの感謝を表し、連盟の教役者退職一時金とは別に、教会・伝道所で慰労金を贈ることを考えましょう。 連盟の教役者退職一時金は、転任の場合には支給されません。また、牧師は住居を持っていない場合が多いため、転任や退職の際、新しい生活を確立するために多くの費用が発生します。これまでの働きに感謝すると同時に、その教会で働きを終えた牧師の生活が不安定になることがないように、慰労金をもって支えることをご検討ください。牧師給の 0.5~1.0 ヶ月分を毎年度積み立てることが、一つの目安です。

< 必要経費を予算化しましょう! > *****************

牧師の職務費(研修・図書費、牧会のための交通・車両・交際費)は予算化しましょう。 、牧師のための住まいの家賃は教会が負担すべきです。また牧師館が敷地内にある場合は、24時間体制 で維持・管理業務も牧師が引き受けることになります。この場合、牧師の働きが過重になり、牧師や牧師家 族の負担も大きくなります。執事/役員会、並びに教会全体で牧師の日常への支えを考えましょう。厳しい 教会財政のために牧師給も少なく、しかも牧師にフルタイムの活動を求めるといったあり方は牧師や牧師の 家族の生活にしわ寄せを及ぼすだけでなく、喜びに満ちた教会形成は望めません。牧師招聘の恵みと責任を 認識しましょう。

2017年度連盟牧師給支援規程(付表)

適用期間 2017年4月1日から2018年3月31日まで

この付表は連盟施策の活動を実行するにあたり、牧師給の算定基準として設けられているものです。

【1. 基本給】

規程第6条一別表(1)給与表

(単位:円)

号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
0	197,000	9	278,600	18	360,200	27	400,400
1	202,200	10	290,500	19	366,000	28	403,700
2	208,900	11	302,500	20	371,300	29	406,800
3	215,800	12	313,500	21	376,200	30	405,100
4	225,700	13	322,300	22	380,800	31	405,800
5	235,700	14	331,000	23	384,900	32	406,500
6	244,900	15	339,600	24	389,300	33	407,100
7	255,500	16	346,700	25	393,000	34	407,800
8	267,000	17	353,600	26	396,600	35	408,500

(注)

- 1. 牧師経験通算5年以上の牧師の場合は、「毎年4月1日現在の満年齢-25」を以って「号俸数」とする。
- 2. 牧師経験通算5年未満の牧師の場合は、経験度を給与に反映させるために、「毎年4月1日現在の満年齢-25」に5分の4を乗したもの(小数点以下切捨て)を以って「号俸数」とする。
- 3. ただし牧師の満年齢が満25歳以下の場合には満25歳と見なして計算するものとする。
- 4. 2016年4月時点で満60歳以上の場合は昇給しないが、牧師経験通算5年以上による号 俸数の適用は行うものとする。

【2. 扶養家族手当】

規程第7条-別表(2)扶養家族手当表

続柄	単位	金額/月	備考		
配偶者		13,000			
子 父·母 祖父·母	二人まで		子・孫・弟・妹;大学卒業相当まで。 父・母・祖父母;60歳以上。 但し、満15歳に達した日以降の最初の4月1日から		
弟·妹 孫	三人目から	5,500	満22歳に達した日以降の最初の3月31日までの間 にある子がいる場合は、一人当たり5,000円を加算。		
心身障害者			障害等級2級以上及び同等の者。但し、続柄は上記各項の者に限る。金額は年齢に制限なく、続柄の区別なく別途に支給する。		

(注)規程第7条に定める扶養親族の該当者は、同居の扶養親族であることを要する他、下記 (1.~6.) の各種収入の総和が月額平均116,666円、年額1,400,000円を越えない者に限る。

- 1.当該親族自身の勤労収入等の収入
- 2.利子、配当、不動産貸付等の資産収入
- 3.償還義務のない奨学金の給付
- 4.年金、恩給等の給付
 - 5.他の親族、知人からの仕送り
 - 6. 当該親族自身のその他の収入

【3. 特別手当】

規程第10条

*夏期手当:(基本給+扶養家族手当)*2.1ヶ月分を6月に支給する。 *冬期手当:(基本給+扶養家族手当)*2.2ヶ月分を12月に支給する。